

水沢公園テニスコート

都市公園の 名称	使用区分		基本使用料	備考
水沢公園	テニスコート		110円	1 基本使用料は、1面につき1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。 3 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
	一般		220円	